

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
所長 金丸 憲史
〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- | | |
|--|---|
| <p>1 監督指導の結果公表
8,900 事業場で違法な時間外労働</p> <p>2 特集
中小企業のテレワークに関するQ & A集</p> <p>4 TOPICS</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学生のインターンシップ増加
新型コロナウイルスが後押し？ ● 令和6年12月から確定拠出年金の
拠出限度額を見直し ● 女性活躍推進法の行動計画、
101人以上の企業も義務化 ● 就活ハラスメントに悩む学生へ | <p>6 すっきりわかる。健康保険
病気で死亡した場合の給付、手続きはどうする？</p> <p>7 人事労務の法律ミニ教室
土日とも勤務したらどちらに休日割増を払う？</p> <p>8 採用選考でこれはNG？
尊敬する人物や愛読書を面接で聞いてはいけない？</p> <p>8 労務ひとこと
ハローワークインターネットサービスの強化</p> |
|--|---|

監督指導の結果公表

8,900事業場で違法な時間外労働

厚生労働省は8月20日、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の結果を公表しました。

平成26年に過労死等防止対策推進法が施行され、行政は過重労働の撲滅に向けて指導を強化しています。この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場や、過労死などによる労災請求があった事業場を対象におこなわれたものです。

過労死ラインを認識しているか

労災認定基準では、1ヵ月100時間または2~6ヵ月平均80時間を超える時間外・休日労働がある場合、脳や心臓疾患が労災認定される確率が高

まるとされています。これが俗に言う「過労死ライン」です。

今回公表された結果によると、令和2年度に監督指導をおこなった24,042事業場のうち、約37%にあたる8,904事業場で違法な時間外労働が確認され、そのうちその事業場で最も長時間働いた労働者の残業時間を見ると、月80時間を超えるものが33.5%、100時間を超えるものが21.1%、150時間を超えるものが4.7%、200時間を超える事業場もありました。



監督指導の事例

- ・36協定で定めた上限時間を超える違法な時間外労働があった
- ・労働基準法で定められた時間外・休日労働の上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な労働があった
- ・月80時間を超える時間外・休日労働をおこなっている労働者に対し、その時間数を通知していなかった
- ・年5日以上の年次有給休暇を取得させていなかった
- ・一部の労働者について労働時間を把握していなかった